中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六年」を「第十年」に、「その都度、一の申請ごとに」を「その都度」に改める。

第五条中「特許発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの」を「特許発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明」に、「発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの」を「発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明」に改め、「並びに同条第二項各号に掲げる書面」を削る。

様式第一の記載要領一中「課題を、例えば「(1)燃料電池に関する事項　ア．低コスト化」のように」を「課題の」に改め、「例えば「イ．耐食性の付与及び向上」のように」を削る。

様式第一の記載要領二中(7)を削り、(2)中「方向性を、例えば「(2)高機能化に対応した技術開発の方向性　①めっき皮膜性能の向上に資するめっき技術の開発」のように」を「方向性の」に、(8)中「(5)(6)で」を「「１．特定研究開発等の具体的な内容」欄、「２．特定研究開発等の技術的目標値」欄及び「３．承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割」欄で」に改め、(8)を(7)とする。

様式第一の記載要領三(4)中「名称に加え、所属する研究者の氏名及び肩書きについても」を「名称を」に改める。

様式第一の別表2中「３．研究員等一覧」欄を削り、「２．特定研究開発等の技術的目標値」欄の次に次の欄を加える。

３．承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割
特許権等の概要： 役割：

様式第三中「【申請の趣旨】
【申請の理由】特許料の軽減」を「【申請の理由】」に改め、同様式の備考10を次のように改める。

10　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第１項）」のように記載した上で、行を改めて認定計画の名称と認定者名を括弧書きで記載する。

様式第四中「【申請の趣旨】
【申請の理由】審査請求料の軽減」を「【申請の理由】」に、同様式の備考一中「整理番号を記載する。」を「整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。」に改め、備考２を次のように改める。

２　「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第９条第２項）」のように記載した上で、行を改めて認定計画の名称と認定者名を括弧書きで記載する。

附　則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第八十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第二項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十六日

総務大臣　川端　達夫

一　健全化法第九条第二項において準用する同条第一項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

北海道夕張市財政再生計画書（平成23年度第３次（12月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：別紙１のとおり変更する

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1　地方税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	891,057	891,057	△ 66,246	858,298	858,298	△ 32,759
2　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	77,968	77,968	△ 370	71,196	71,196	△ 6,772
3　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	4,927,178	4,927,178	△ 390,479	5,217,047	5,217,047	289,869
4　国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,669,984	14,741	△ 38,009	1,411,097	16,526	1,785